

令和 2 年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【公有財産及び物品に係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(令和 4 年 1 0 月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和2年度の監査テーマ

「公有財産及び物品に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和4年6月末日時点）

1ページから7ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和4年6月末日時点）

8ページから30ページのとおり

なお、1回目報告（令和3年6月末日時点）で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
1		○	管理責任が不定あるいは不明瞭な状況にある公有財産について	資産経営課	措置予定	措置予定
2		○	有効活用すべき公有財産について	資産経営課	措置中	措置中
3		○	管理状況が不適切あるいは現況の把握が不十分な公有財産について	資産経営課	措置予定	措置予定
4		○	固定資産台帳の登録漏れについて	資産経営課	措置予定	措置予定
5		○	公有財産の定期的な現況調査の必要性について	資産経営課	措置予定	措置予定
6		○	資産・施設カルテの整備の必要性の検討について	資産経営課	措置中	措置中
7		○	有効活用すべき公有財産の状況の共有について①	資産経営課・ 行財政改革課	措置予定	措置予定
8		○	有効活用すべき公有財産の状況の共有について②	資産経営課	措置予定	措置予定
9		○	行政財産か普通財産かどうかの判断基準の明確化について①	資産経営課	措置予定	措置予定
10		○	行政財産か普通財産かどうかの判断基準の明確化について②	資産経営課	不措置	
11		○	行財政改革プランにおける効果額の目標設定について	行財政改革課	措置予定	措置予定
12		○	公有財産の未利用・低利用の定義付の必要性について	資産経営課・ 行財政改革課	検討中	措置予定
13		○	道路の行政財産への見直しについての再検討について 【・元引揚者住宅道路・松原一丁目道路敷・近江堂用地・小阪本町一丁目市有地(現況道路)・ 旧布施公益質屋(道路)・西堤本通西用地・障害者入所施設建設事業用地(道路)】	道路管理課・ 資産経営課・ 障害施策推進課	措置中	措置中
14		○	不法占拠等を生じさせないための未然の防護策について	資産経営課	措置予定	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
15		○	公有財産の管理全般に関する規則や統一的な管理マニュアル等の策定の必要性について	資産経営課	措置予定	措置済み
16		○	固定資産台帳(公有財産台帳)の厳格なメンテナンスとそのための仕組みの整備について	資産経営課	措置予定	措置予定
17		○	公有財産の管理の総括を行う資産経営課の人員のさらなる充実の必要性について	資産経営課	不措置	
18	○		工事請負契約書に基づく通知様式の設定の必要性について①【工作物(荒本運動広場塀)】	契約課・検査課	措置済み	
19		○	工事請負契約書に基づく通知様式の設定の必要性について②【工作物(荒本運動広場塀)】	契約課・検査課	措置済み	
20	○		リースによって取得した資産の処理誤りについて①【障害福祉システム機器】	資産経営課	措置中	措置中
21	○		リースによって取得した資産の処理誤りについて②【障害福祉システム機器】	資産経営課	措置済み	
22	○		財産の借り受けに伴う契約書の不存在について【御厨北公園・横小路公園】	公園課	措置中	措置中
23	○		リース資産と自己資産の登録誤りについて【市立布施小学校プレハブ教室等】	資産経営課	措置済み	
24		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について①	資産経営課	措置予定	検討中
25		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について②	資産経営課	措置予定	検討中
26		○	借受期間が長期にわたる有償契約の経済性の比較検証について 【石切小学校用地・長瀬駅東・横沼公園】	施設整備室・ 自転車対策課・ 公園課	措置中	措置中
27		○	建物の維持管理の必要性について【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	政策調整室	措置済み	
28		○	今後の利活用の方向性の検討について【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	政策調整室	措置予定	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
29		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について①【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定	措置済み
30	○		所有・権利関係も含めた現況の把握について②【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定	措置済み
31		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について③【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定	措置済み
32		○	今後の利活用の方針について【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	資産経営課	措置予定	措置済み
33	○		今後の利活用の方針について【中部区画整理事業用地(空地87号地)】	資産経営課	措置中	措置済み
34		○	今後の利活用の方針について【加納二丁目市有地】	資産経営課	措置中	措置済み
35		○	安全管理の徹底について【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	資産経営課	措置予定	措置予定
36		○	売却可能性の検討について【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	資産経営課	措置中	措置済み
37		○	今後の公有財産の利活用について【中地区消防署建設用地】	資産経営課	措置予定	措置予定
38		○	現況確認が不十分であったことについて【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	資産経営課	措置予定	措置予定
39	○		不動産の権利関係等の事実の把握について【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	資産経営課	措置中	措置中
40	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の登録について【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	資産経営課	措置済み	
41		○	今後の利活用の方針について【中部区画整理事業用地(空地107号地)】	資産経営課	措置中	措置中
42		○	今後の利活用の方針について【中部区画整理事業用地(空地106号地)】	資産経営課	措置中	措置済み
43		○	現況確認が不十分であったことについて【英田倉庫(空地169号地残地)】	資産経営課	措置予定	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
44	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて【英田倉庫(空地169号地残地)】	資産経営課	措置予定	措置予定
45		○	倉庫として利用する必要性について①【英田倉庫(空地169号地残地)・中小阪倉庫】	資産経営課	措置予定	措置予定
46		○	倉庫として利用する必要性について②【英田倉庫(空地169号地残地)】	資産経営課	措置予定	措置予定
47		○	利活用の方向性について【吉原地区雑種地】	資産経営課	措置済み	
48		○	廃車とした公用車の売却について	管理課	措置済み	
49		○	現況確認が不十分であったことについて【公共事業用地代替地(道路)】	資産経営課	措置予定	措置予定
50	○		現状の権利関係の追認について【公共事業用地代替地(道路)】	資産経営課	措置予定	措置予定
51		○	今後の利活用の方向性の検討について【公共事業用地代替地(道路)】	資産経営課	措置中	措置中
52		○	今後の利活用の方向性の検討について【元長瀬106号線】	資産経営課	措置中	措置中
53		○	今後の利活用の方向性の検討について【衣摺廃道敷】	資産経営課	措置中	措置中
54		○	今後の活用に向けた検討について【旧小若江住宅(空地)】	資産経営課	措置中	措置中
55		○	不法投棄対策について【旧小若江住宅(空地)】	資産経営課	措置中	措置済み
56	○		現在の不適切な状況の是正について【中小阪倉庫】	管理課	検討中	検討中
57		○	今後の利活用の方針の見直しについて【中小阪倉庫】	管理課	措置予定	措置予定
58		○	今後の利活用の方向性の検討について【旧上小阪住宅】	資産経営課	措置中	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
59		○	安全性の保持及び不法占拠・不法投棄等の未然防止について【荒本経済駐車場】	産業総務課	措置済み	
60		○	行政財産の管理替えについて【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置済み	
61		○	固定資産台帳(公有財産台帳)上の登録方法や所管する範囲の現状把握について【旧荒本会館】	資産経営課	措置予定	措置予定
62		○	建物管理の必要性について【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置済み	
63		○	占有車両等の解消について①【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置済み	
64		○	占有車両等の解消について②【旧荒本会館】	人権同和調整課	措置中	措置済み
65	○		本件土地の現況の是正について【荒本住宅地区改良事業代替用地】	障害施策推進課	措置中	措置中
66		○	今後の公有財産の利活用の方針について【障害者入所施設建設事業用地(道路)】	障害施策推進課	措置予定	措置中
67		○	東工場跡地の有効利用の検討について【東工場跡】	環境企画課	検討中	検討中
68	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて【東工場跡】	資産経営課	措置済み	
69		○	当該土地の位置づけの明確化について【空地33号地】	美化推進課	措置済み	
70		○	行財財産への管理替えについて【空地33号地】	美化推進課	措置済み	
71		○	不法占拠の解消について【宝町市有地】	資産経営課	措置予定	措置予定
72		○	自動更新条項の付与について【石切駅前店舗】	資産経営課	措置中	措置中
73	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について【旧大阪ホールセール】	資産経営課	措置済み	

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
74		○	土地の区画の整理について①【荒本老人センター(旧荒本会館)】	高齢介護課・ 人権同和調整課	措置済み	
75		○	土地の区画の整理について②【荒本老人センター(旧荒本会館)】	高齢介護課	措置中	措置済み
76	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について【旧青少年女性センター】	資産経営課	措置済み	
77		○	市有地の管理状況の是正について【(旧)大蓮東小学校敷地】	保育課	措置予定	措置予定
78		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について【加納地内診療所用地】	地域健康企画課	検討中	検討中
79	○		固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて【加納地内診療所用地】	資産経営課	不措置	
80		○	フェンスの修繕の必要性について【加納地内診療所用地】	地域健康企画課	措置済み	
81		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について 【残地長瀬北16号線代替地・残地長瀬北16号線】	道路整備課	措置予定	措置中
82		○	維持管理費用の削減に向けた取組みについて【小阪稲田線用地(旧市営稲田南住宅)】	街路整備課	措置予定	措置中
83		○	所管替えの検討について【旧荒本住宅地区改良事業代替用地】	住宅改良室	検討中	措置予定
84		○	行政財産の適切な管理について【荒本住宅単身者棟】	住宅改良室	不措置	
85	○		固定資産台帳(公有財産台帳)の修正について【残地大阪瓢箪山線道路】	資産経営課	措置済み	
86		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について【残地意岐部東53号線】	道路整備課	措置済み	
87		○	備品の管理ルール明確化について	出納室	措置予定	措置予定
88		○	備品の現物実査について	出納室	措置予定	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
89		○	過去の包括外部監査の措置状況について	内部統制推進室	措置済み	
90		○	公会計制度への対応について	財政課	措置済み	
91	○		財務規則に基づく公有財産の評価について	資産経営課	検討中	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
1	110 144 215 ページ		○	管理責任が不定 あるいは不明瞭 な状況にある公 有財産について	公有財産の総括を行う資産経営課は、管理責任が不定あるいは不明瞭な状況にある公有財産の有無を全庁的に調査・把握する必要がある。そのうえで、必ず公有財産のすべてについて所管課を特定し、適切に管理するよう指導する必要がある。また、その状況を踏まえて、適切に固定資産台帳(公有財産台帳)をメンテナンスする必要がある。	資産経営課	現在、固定資産台帳を管理するシステムの移行作業を進めております。上半期中に移行及び前年度異動分の入力を済ませたうえで、下半期に公有財産の全庁照会及び固定資産台帳の整備を進めてまいります。	措置予定
2	111 ページ		○	有効活用すべき 公有財産につい て	公有財産の現況を正確に把握したうえで、利活用の方針を個々に定める必要がある。そのうえで、優先順位、つまり活用可能性の高いものから順に利活用に向けた具体的な中長期計画を立案し推進すべきである。	資産経営課	昨年度より、当課が所管する未利用地については、順次個別にカルテを作成し、優先順位を定めたうえで既に利活用を進めております。今後は、公有財産の全庁照会のタイミングで他部署への展開を検討してまいります。	措置中
3	113 ページ		○	管理状況が不適 切あるいは現況 の把握が不十分 な公有財産につ いて	公有財産の総括を行う資産経営課は、現況の把握が不適切あるいは不十分な公有財産の有無を全庁的に調査・把握する必要がある。そのうえで、必ず公有財産のすべてについて現況を把握し、管理状況が不適切なものについては適切に管理するよう指導する必要がある。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会の際は、合わせて現場確認及び管理状況の報告を求めることとし、必要に応じて指導してまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
4	115 ページ		○	固定資産台帳の登録漏れについて	固定資産台帳(公有財産台帳)の全明細を定期的に所管課に照会のうえ、当該明細に含まれていない管理物件があれば資産経営課に報告するといった方法で登録の網羅性を担保すべきである。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会の際は、未登録物件についても報告してもらい、順次登録してまいります。	措置予定
5	116 ページ		○	公有財産の定期的な現況調査の必要性について	現時点では固定資産台帳(公有財産台帳)の記載内容の正確性に一定の疑問符が付く状況にある。これらの状況の是正のために、まずは現況調査の実施の方針や実施頻度、実施に当たっての注意点等をまとめたマニュアル等を整備したうえで、全庁的な実施を組織的・計画的に行うべきである。その年度中に増減がなかったものについても固定資産台帳(公有財産台帳)の記載内容に間違いがないかどうかの定期的な確認も行うべきである。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会で情報の正確性を保つのはもちろんのこと、その際に合わせて当課が行っている現況調査の方法や注意すべき点などを周知することを検討してまいります。	措置予定
6	117 ページ		○	資産・施設カルテの整備の必要性の検討について	アンケートの結果、公有財産の取得の経緯や当初の取得目的等が不明という回答が散見された。公有財産は市民の共有の財産であることから、未利用の状況にあるからただちに売却あるいは貸付けといった手段を採れないものもある。そのため、公有財産の取得の経緯や当初の取得目的等を含め、現在に至るまでの経緯や現況を資産・施設カルテとして整備している自治体もみられるところである。東大阪市においては、これまではこれらのカルテの整備の必要性は認められなかったことから現状においては策定されていない。しかしながら、依然として有効活用すべき公有財産が多数認められる状況に鑑みると、資産・施設カルテを整備する必要性について再度検討すべきである。	資産経営課	昨年度より、当課が所管する未利用地については順次個別にカルテを作成し、優先順位を定め、たうえで既に利活用を進めております。今後は、公有財産の全庁照会のタイミングで他部署への展開を検討してまいります。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
7	117 ページ		○	有効活用すべき 公有財産の状況 の共有について ①	公有財産の管理の総括を行う資産経営課と、各種の行財政プランを策定し行財政改革を推進する企画室行財政改革課との間で、組織的かつ適時に公有財産の状況を共有し、連携することが重要である。	資産経営課・ 行財政 改革課	【資産経営課・行財政改革課】 同じ部局であることから、今まで以上に未 利用や有効活用すべき公有財産の情報共 有及び緊密な連携に努めてまいります。	措置予定
8	117 ページ		○	有効活用すべき 公有財産の状況 の共有について ②	有効活用すべき公有財産を一覧化したリストの作成が重要となるが、リスト化に当たって参照することになる固定資産台帳(公有財産台帳)について、登録する情報と登録の方法(例えば、現状の固定資産台帳(公有財産台帳)にない情報として、未利用や低利用の情報を入力するための欄やフラグを設けるなど)を改めて整理したうえで、今後の全庁照会の際には未利用あるいは低利用の可否を問う項目を追加するなどの対応を検討する必要がある。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会 の際に、調査票に未利用の可否を問う項目 を追加することを検討しております。その結 果を踏まえて固定資産台帳(公有財産台 帳)に情報を追加してまいります。	措置予定
9	118 241 249 ページ		○	行政財産か普通 財産かどうかの 判断基準の明確 化について①	普通財産に管理替えすることを検討すべき行政財産はないか、資産経営課は改めて類似の状況の有無を全庁的に調査・把握する必要がある。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会 の結果を踏まえて、未利用や有効活用すべ き行政財産は所管課との協議のうえで公用 廃止に向けた検討を進めてまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
11	119 ページ		○	行財政改革プランにおける効果額の目標設定について	各種の行財政改革プランにおける公有財産に関する目標設定においては、有効活用すべき対象を具体的に積み上げて目標とすべきである。	行財政改革課	現行の東大阪市行財政改革プラン2020は、令和2年度から令和6年度までの計画であり、計画途中での目標設定の変更はできません。しかし、次回プランの策定時には、実績基準ではなく、可能なかぎり今後の対象を具体的に積み上げ目標を設定致します。	措置予定
12	119 ページ		○	公有財産の未利用・低利用の定義付の必要性について	各種の行財政改革プランにおいては、「未利用地等の貸付及び売却」が具体的に取り組むべき事項の一つとして列挙されている。しかしながら、現状では「未利用」あるいは「低利用」について明確な定義付けがなされていない。 各種の行財政プランを確実に推し進めていくうえでもこれらの定義の明確化を図るべきである。	資産経営課・行財政改革課	【資産経営課・行財政改革課】 今年度実施予定の公有財産の全庁照会の際に、調査票に未利用の可否を問う項目を追加し、資産経営課が捕捉できるように努めてまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
13	120 184 186 188 190 192 194 219 ページ		○	道路の行政財産への見直しについての再検討について 【・元引揚者住宅道路・松原一丁目道路敷・近江堂用地・小阪本町一丁目市有地(現況道路)・旧布施公益質屋(道路)・西堤本通西用地・障害者入所施設建設事業用地(道路)】	普通財産とされている道路について認定道路として行政財産に管理替えすることを検討すべきである。併せて所管替えすべきものがないか、関係する部署、具体的には土木部道路管理室道路管理課及び現状の所管課が協力して再点検すべきである。	道路管理課・ 資産経営課・ 障害施策推進課	【資産経営課】 一部の財産については道路管理課と移管に向けた協議を行っております。引き続き他の財産についても協議を行うとともに、費用との兼ね合いもありますが、移管実現のために必要な措置を検討してまいります。(措置中) 【道路管理課】 道路管理課としては、所管課から引継ぎの依頼があれば、できる限り協力し道路認定しております。(措置中) 【障害施策推進課】 資産経営課及び道路管理課と協議し、障害者入所施設建設事業用地(道路)の西側については、所管替えが可能とのことです。令和5年度に測量費用を予算要求します。(措置中)	措置中
14	121 ページ		○	不法占拠等を生じさせないための未然の防護策について	不法占拠等が生じてしまつては、その対処に多くの事務コストが発生し、その解消には実際の事例が示すとおり、かなりの年数と労力を要する。 不法占拠等を生じさせないための未然の防護策が重要であるから、これらの防護策を全庁的に検討のうえ、全庁的に対処する必要がある。	資産経営課	関連部署と協議のうえ、当課所管地の一部については実際に対策を実施しております。今後は、今年度実施予定の公有財産の全庁照会の際に、各課に対しても対策を促してまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
15	121 ページ		○	公有財産の管理全般に関する規則や統一的な管理マニュアル等の策定の必要性について	未然に事務を誤るリスク等を低減する観点からも、公有財産の管理全般に関する規則や統一的な管理マニュアルやフローチャート等を策定することについて検討すべきである。	資産経営課	令和4年度において貸付や使用許可、境界確定といった主だった事務の流れについては整備しております。	措置済み
16	122 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)の厳格なメンテナンスとそのための仕組みの整備について	今後固定資産台帳(公有財産台帳)のメンテナンスが組織的かつ持続的に行われるよう、資産経営室資産経営課においては、これまでの慣行に捕らわれることなく、入力業務や調査業務の外部委託など外部の資源を活用することも視野に入れて仕組みを整備する必要がある。また、所管課に対する照会回答の確認時や固定資産台帳(公有財産台帳)の入力時にはダブルチェックを行う体制を構築する必要がある。	資産経営課	今年度に新しいシステムへと移行しますが、台帳整備に関しては、従来より多くの人員を割いて業務を進めてまいります。	措置予定
20	131 ページ		○	リースによって取得した資産の処理誤りについて①【障害福祉システム機器】	総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第29項によれば、所有権移転ファイナンス・リースであれば、固定資産計上額はリース料総額の割引現在価値と貸手の購入価額、もしくはリース料総額の割引現在価値と見積現金購入価額の低い方で計上されるべきところ、資産経営課において計上額に関する検討が行われておらず、リース料総額で固定資産台帳(公有財産台帳)に登録されていた。	資産経営課	本件に限らず、固定資産台帳に誤って登録されている件については、新システム移行後の公有財産の全庁照会の結果を受けて順次修正してまいります。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
22	135 ページ	○		財産の借り受けに伴う契約書の不存在について【御厨北公園・横小路公園】	借り受けた不動産について、対価が無償であっても、無償であることについて、当事者間の合意があるはずであり、契約で定めておく必要がある。また、事後の紛争を未然に防止する観点からも当事者間の合意の内容は契約書として書面に明確に残しておくべきである。	公園課	契約書のない児童遊園敷地の土地情報の整理、所有者の特定作業を進めております。	措置中
24	136 ページ		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について①	借受財産に係る固定資産台帳の登録状況が正確ではなく不十分である。固定資産台帳を所管する資産経営課は、借受財産について固定資産台帳の登録及び更新を適時適切に行うとともに、改めて登録が必要な借受財産についての固定資産台帳の登録方法を全庁的に周知する必要がある。	資産経営課	新システム移行に向けて業者と協議をする中、自己資産以外は移行しないこととなりました。しかし、借受財産の把握は必要であると考えております。ついては、今年度実施予定の公有財産の全庁照会と合わせての調査及び別管理を検討してまいります。	検討中
25	136 ページ		○	借り受けた財産に係る固定資産台帳の整備について②	資産経営課は借受財産の現況について、改めて調査を行い、不適切な状況を是正すべきである。すなわち、現在資産登録されていない借受財産は網羅的に固定資産台帳に登録するとともに、契約期間が満了し、返却したものは速やかに固定資産台帳から削除する必要がある。	資産経営課	新システム移行に向けて業者と協議をする中、自己資産以外は移行しないこととなりました。しかし、借受財産の把握は必要であると考えております。ついては、今年度実施予定の全庁照会と合わせての調査及び別管理を検討してまいります。	検討中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
26	138 ページ		○	借受期間が長期にわたる有償契約の経済性の比較検証について【石切小学校用地・長瀬駅東・横沼公園】	長期的に借り受けを行う場合にはライフサイクルコストの観点から経済的に有利かどうかを確かめる必要がある。また、社会情勢等の影響を踏まえ、借り受けを行う場合であっても、長期の借受契約を是とした理由を適切に文書化すべきである。	施設整備室・ 自転車 対策課・ 公園課	【施設整備室】 石切小学校用地の借地について、買収を行った場合に係る費用の試算をし、現在支払っている借地料との比較を行うことで、買収することがライフサイクルコストの観点から必ずしも経済的に有利とはいえないことを確認しました。今後は学校用地の安定的確保という観点も考慮しつつ、借受契約の妥当性を適宜確認してまいります。(令和3年6月末措置済み) 【自転車対策課】 令和5年度の契約時に添付します。(措置予定) 【公園課】 令和3年度に購入に向けた協議をおこないましたが、取得の方針について、資産経営課も含め調整していくこととなりました。(措置予定)	措置中
28	141 ページ		○	今後の利活用の方向性の検討について【旧春宮保育所(防災関連倉庫)】	現在、防災関連倉庫として十分に活用できているわけではなく、倉庫としてより有効に利用することも含め、大阪府から現状無償で貸与を受けている底地の今後の取扱いも併せて、今後の利活用の方向性について検討すべきである。	政策調整室	指摘の内容を踏まえ、底地の取扱いを含めた当該施設の利活用について方向性の検討を行います。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
29	143 ページ		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について① 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	少なくとも現状の課員は誰も本物件の所有・権利関係を正確に把握しておらず、現場視察も行っていなかった。地元の自治会に貸与しているのかどうかも含めて、本物件の所有・権利関係を早急に把握すべきである。	資産経営課	令和3年度において現地建物内の調査及び地元自治会への聞き取りを実施のうえ、契約関係を整理しました。	措置済み
30	143 ページ		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について② 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	貸付期間の満了する2か月前までに貸付申請書を東大阪市に提出しなければならないものとされているが、この貸付申請書が提出されておらず、所定の手続を経ていなかった。	資産経営課	令和3年度において現地建物内の調査及び地元自治会への聞き取りを実施のうえ、あらためて貸付申請書を提出させ、契約関係を整理しました。今後は貸付期間満了の2か月前までに貸付申請書を提出させるよう徹底してまいります。	措置済み
31	143 ページ		○	所有・権利関係も含めた現況の把握について③ 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	所管課においても現地に赴き、本件建物の管理状況等を把握のうえ、昭和50年に取得したと記載のある建物の現況を確認し、必要な維持管理を行う必要がある。	資産経営課	令和3年度において現地建物内の調査及び地元自治会への聞き取りを実施のうえ、契約関係を整理しました。必要な維持管理については借受人の方で行うものとしております。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
32	143 ページ		○	今後の利活用の方針について 【池島自治会倉庫(旧池島分団)】	現状は所有・権利関係も把握できていないことから、まずは所有・権利関係も含めた現況を把握したうえで、今後の利活用の方針について検討すべきである。	資産経営課	令和3年度において現地建物内の調査及び地元自治会への聞き取りを実施のうえ、契約関係を整理しました。現状では引き続き地元に貸付けていくこととしております。	措置済み
33	146 ページ		○	今後の利活用の方針について 【中部区画整理事業用地(空地87号地)】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅1.5メートル程度の細長い形状の土地であるため、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	令和3年度において当該財産のカルテを作成し、所属として売却の方針を決定したうえで、隣接地所有者に買受意向の確認を行いました。その結果、条件次第ではあるものの意向は確認出来たため、今後は売却に向けて事務を進めてまいります。	措置済み
34	148 ページ		○	今後の利活用の方針について 【加納二丁目市有地】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅1メートル程度の細長い形状の土地であるため、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっておらず処分や活用は難しいのではないかとのことであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	令和3年度において当該財産のカルテを作成し、所属として売却の方針を決定したうえで、隣接地所有者に買受意向の確認を行いました。その結果、条件次第ではあるものの意向は確認出来たため、今後は売却に向けて事務を進めてまいります。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
35	150 ページ		○	安全管理の徹底について 【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	フェンスの倒壊等による事故や近隣住民との衛生面等でのトラブルの発生を未然に回避するために、フェンスの修繕、取替えといった対応を図り、安全管理を徹底すべきである。	資産経営課	当該地の売却との兼ね合いもありますが、対応策を検討してまいります。	措置予定
36	150 ページ		○	売却可能性の検討について 【中部区画整理事業用地(空地27号地)】	将来にわたって市としての管理業務負担や維持管理費用を軽減するため、近隣等への当該土地の売却可能性を検討することが望まれる。	資産経営課	令和3年度において当該財産のカルテを作成し、所属として売却の方針を決定したうえで、隣接地所有者に買受意向の確認を行いました。その結果、条件次第ではあるものの意向は確認出来たため、今後は売却に向けて事務を進めてまいります。	措置済み
37	153 ページ		○	今後の公有財産の利活用について 【中地区消防署建設用地】	今後の公有財産の利活用の検討に当たっては、資産経営課は計画的に、かつ、スピード感をもって取り組むべきである。	資産経営課	本件土地の一部を行政財産として活用し、残地の利活用を進める計画は順調に進んでおります。行政財産として活用する部分は今年度中に所管換えを実施し、残地部分については売却に向けて条件を整理してまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
38	155 ページ		○	現況確認が不十分であったことについて 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	本件土地について、所管課も具体的な区画を特定することができなかった。他の物件と同様、公有財産の現況の把握が十分ではなく、不適切である。過去の資料等をもとに現場視察を実施して、具体的な区画を特定する必要がある。	資産経営課	本件土地を含め、未利用狭小地については優先順位を定めて順番に対応しており、まだ十分な対応が出来ていないものもございます。引き続き対応を進めてまいります。	措置予定
39	155 ページ		○	不動産の権利関係等の事実の把握について 【中部区画整理事業用地(空地173号地)】	東大阪市の市有地が固定資産台帳(公有財産台帳)に登録されないまま、無償で貸付けされていた点についても不適切である。	資産経営課	固定資産台帳への登録は既に済んでいるものの、土地の具体的な区画がまだ特定出来ていないことや、新たに所管課となる所属との調整がまだ済みではありません。引き続き是正に向けて進めてまいります。	措置中
41	157 ページ		○	今後の利活用の方針について 【中部区画整理事業用地(空地107号地)】	監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅0.5メートル程度の細長いびつな形状の土地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。しかしながら、客観的に利活用が難しい状況においても今後維持管理コストが発生することを回避する必要がある。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	本件土地を含め、未利用狭小地については優先順位を定めて順番に対応しており、まだ十分な対応が出来ていないものもございます。引き続き対応を進めてまいります。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
42	159 ページ		○	今後の利活用の方針について 【中部区画整理事業用地(空地106号地)】	監査人が現場視察して把握したとおり、確かに幅2メートル程度の細長い形状の土地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。しかしながら、客観的に利活用が難しい状況において今後維持管理コストが発生することを回避する必要がある。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、所属として売却の方針を決定したうえで、令和3年度において隣接地所有者に買受意向の確認を行いました。買受の意向は得られませんでした。一方で条件次第ではありますが、貸付の意向はあったため、所属として今後は貸付に向けて事務を進めてまいります。	措置済み
43	162 ページ		○	現況確認が不十分であったことについて 【英田倉庫(空地169号地残地)】	東大阪市の所有する建物が固定資産台帳(公有財産台帳)に登録されていないことが判明した。公有財産の現況の把握が十分ではなく、不適切である。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会に合わせて修正いたします。	措置予定
44	162 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)への登録漏れについて 【英田倉庫(空地169号地残地)】	土地の上に建設されている倉庫について、実態を把握のうえ、適切に固定資産台帳(公有財産台帳)に登録する必要がある。	資産経営課	今年度実施予定の公有財産の全庁照会に合わせて修正いたします。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
45	163 180 ページ		○	倉庫として利用する必要性について① 【英田倉庫(空地169号地残地)・中小阪倉庫】	倉庫として利用するというのであれば、まず市として何をどの程度の規模でどの期間保管することが必要なかの全体的な整理、需要調査をしたうえで利用を認めるべきである。	資産経営課	倉庫はなるべく集約し、利活用を進めていくという考えを持ちつつ、各倉庫の必要性について改めて検討してまいります。	措置予定
46	163 ページ		○	倉庫として利用する必要性について② 【英田倉庫(空地169号地残地)】	倉庫機能を集約し、倉庫として利用する必要のないものについては、売却や貸付けなどの有効活用をするなど手法について検討すべきであり、本物件は倉庫以外の利活用の方法も積極的に検討すべきである。	資産経営課	隣接する当課所管地の貸付契約が今年度末で一旦区切りを迎えるため、倉庫は今後必要ないと所管課が判断した場合、倉庫敷地との一体活用の可能性を探ってまいります。	措置予定
49	169 ページ		○	現況確認が不十分であったことについて 【公共事業用地代替地(道路)】	本件土地について、所管課も具体的な区画を特定することができなかった。他の物件と同様、公有財産の現況の把握が十分ではなく、不適切である。過去の資料等をもとに現場視察を実施して、具体的な区画を特定する必要がある。	資産経営課	本件土地を含め、未利用狭小地については優先順位を定めて順番に対応しており、まだ十分な対応が出来ていないものもございます。引き続き対応を進めてまいります。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
50	169 ページ	○		現状の権利関係の追認について【公共事業用地代替地(道路)】	現状は通路として利用されている実態がある。したがって、現状の権利関係を正確に把握したうえで、当該権利関係を追認するための行政処分等(例えば、使用許可、貸付け、あるいは通行権の設定等)が必要である。	資産経営課	過去の経過も確認したうえで適切な処理方法を検討してまいります。	措置予定
51	170 ページ		○	今後の利活用の方向性の検討について【公共事業用地代替地(道路)】	今後の利活用の方向性について、現状は「未定」ということであるが、現状の権利関係を正確に把握したうえで、今後本件土地をどのようにして有効に活用を進めていくか、近隣の当該会社等利害関係者の意向も適切に把握したうえで検討する必要がある。	資産経営課	本件土地を含め、未利用狭小地については優先順位を定めて順番に対応しており、まだ十分な対応が出来ていないものもございます。引き続き対応を進めてまいります。	措置中
52	172 ページ		○	今後の利活用の方向性の検討について【元長瀬106号線】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、認定道路と隣接している用地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、所属として利活用の方針を検討したものの、課題が非常に多く、整理に時間を要するため、引き続き進めてまいります。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
53	174 ページ		○	今後の利活用の 方向性の検討に ついて 【衣摺廃道敷】	当該土地は未利用地ではあるものの、監査人が現場視察して把握したとおり、住宅に隣接する用地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、所属として売却の方針を決定したうえで、一方の隣接地所有者の宅地開発に合わせて売却が出来ないか模索したものの叶いませんでした。今後はもう一方の隣接地所有者に対して買受の意向があるかを確認してまいります。	措置中
54	177 ページ		○	今後の活用に向 けた検討につい て 【旧小若江住宅 (空地)】	本件土地は学生街の一角にあり、商店街にも近い。しかしながら大通りに接していないことから死角になりやすく、現場視察時にも多くの不法投棄物が認められた。 接道の確保などの課題はあるものの、立地としては悪くなく、比較的まとまった面積もあり、なんらかの活用に向けた具体的な方針を検討し取組みを進めるべきである。	資産経営課	接道の課題への対応や、直近に更地となった隣接地と合わせた活用方法を現在検討しております。	措置中
55	177 ページ		○	不法投棄対策に ついて 【旧小若江住宅 (空地)】	所管課も認識しているとおり、後を絶たない不法投棄については、環境部や所轄警察署とより密接に連携のうえ、不法投棄防止カメラの設置等を含む不法投棄対策をより徹底する必要がある。	資産経営課	隣接地の建物が解体されて死角が解消されたことも一因としてありますが、令和3年度においてバリケードを設置して安易に立ち入れないようにしたことで、不法投棄防止に繋がっております。	措置済み

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
56	180 ページ	○		現在の不適切な状況の是正について 【中小阪倉庫】	現状は近隣の老人センターの職員の通行を認めているが、周辺の地図に基づき通行経路の詳細を確かめたところ、民地の一部を通行していることが判明し、当該部分は不法侵入の状況となっている。 民地の一部を通過している点について、早急に通行を止め、通行できないように施錠する必要がある。	管理課	整理番号57に記載の措置如何により本内容の解決が図られる可能性があり、状況を見据えながら措置状況内容(令和3年6月末日)についても引き続き検討してまいります。	検討中
57	180 ページ		○	今後の利活用の方針の見直しについて 【中小阪倉庫】	具体的に倉庫として利用されていない現状について、公有財産の有効活用の観点から早急に対処すべきである。	管理課	所管する他倉庫の整理を行い、当該倉庫との集約を図ったことにより、売払いを含めた有効活用の見込みが立ったことから、今後はその方法について検討を進めてまいります。	措置予定
58	182 ページ		○	今後の利活用の方向性の検討について 【旧上小阪住宅】	監査人が現場視察して把握したとおり、細長い形状の土地であることから、単独での利用は難しいと考えられる。この点について、所管課に追加で質問したところ、現状では今後の方針は何も決まっていないということであった。しかしながら、客観的に利活用が難しい状況においても今後維持管理コストが発生することを回避する必要もある。 いずれにしても、資産経営課は、当該状況を放置することはせず、今後の公有財産の利活用の方針及び計画策定の過程及びその優先順位において順次整理していくことが必要である。	資産経営課	当該財産のカルテを作成し、所属として利活用の方針を検討したものの、課題が非常に多く、整理に時間を要するため、引き続き進めてまいります。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
61	207 ページ		○	固定資産台帳(公有財産台帳)上の登録方法や所管する範囲の現状把握について【旧荒本会館】	行政財産として登録されている建物と普通財産として登録されている建物がそれぞれ違う課が所管しており、それらが建設されている土地も市有地である場合の固定資産台帳(公有財産台帳)上の登録方法や所管する範囲について、資産経営課は改めて現状で問題ないか点検するとともに、関係する課に十分に周知する必要がある。	資産経営課	新システムへの移行に際し、本件のように複数の所属が同じ土地や建物を所管しているケースの扱いをどうするか検討しております。同様のケースはいくつかあり、今年度実施予定の公有財産の全庁照会に合わせて、個別に所属と調整したうえで固定資産台帳を修正する必要があると考えております。	措置予定
64	211 ページ		○	占有車両等の解消について②【旧荒本会館】	所有者不明の放置車両1台については、状況の改善及び解消のために、所有者の調査をして適切に対処すべきである。	人権同和調整課	放置車両の所有者の確定のため、放置車両の所有者である法人について追跡調査を行った結果、法人の解散を確認、法人住所を訪問しても現存しないことを確認しております。 放置車両の所有者と撤去折衝ができない状況が確定し、放置車両に貼付した警告文に対する反応も見られなかったため、令和3年度中に所管課において、不法占有車両の敷地内からの撤去および処分を行い、解消に至っております。	措置済み
65	216 ページ		○	本件土地の現況の是正について【荒本住宅地区改良事業代替用地】	現場視察を行ったところ、本件土地には複数台の車が駐車されていたが、特段貸付けといった手続は踏まれている。普通財産として分類された公有財産が特段の手続を経ることなく利用されている現況は不適切であり、ただちに是正すべきである。	障害施策推進課	利用事業所と協議を行い、貸付契約に向けて、関係課と調整中です。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
66	219 ページ		○	今後の公有財産 の利活用の方針 について 【障害者入所施設 建設事業用地(道 路)】	現状では今後の方針は何も決まっていないということであるが、客観的に利活用が難しい状況においても当該状況のまま放置することは認められない。いずれにしても、現在の所管課である障害施策推進課は、本件土地の現況を把握したうえで、今後の公有財産の利活用の方針を策定する必要がある。	障害施策 推進課	令和3年度に関係部局と協議を行い、2箇所のうち1箇所は所管替が可能となりました。そちらについては令和5年度に測量費の予算要求を行う予定です。また、もう1箇所については市道との間に民有地が挟まっていることが判明したため、道路管理課への所管替えができず、また、隣接地の所有者との協議も行いましたが、売買が成立しませんでした。これらの結果、利活用については極めて困難であるという結論に達しています。	措置中
67	223 ページ		○	東工場跡地の有効 利用の検討に ついて 【東工場跡】	現在、東工場跡地は、大部分が更地となっており、未利用の状態となっている。現在計画されている環境センターについては、平成23年に基本構想を策定し、その後平成28年に基本計画が策定されてはいるが、計画自体は中断したままである。 基本計画の見直しを含め、本件土地の有効利用について早急に検討を進める必要がある。	環境企画課	東工場跡地については、市内の4事業所及び美化推進課を集約した環境センターを建設する構想があります。平成28年度に基本計画を策定したところではありますが、その後予算の問題や公共施設の再整備等で現在計画は中断しております。今後も引き続き本件土地のあり方を含めて全庁的に検討を進めてまいります。	検討中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
71	229 ページ		○	不法占拠の解消について 【宝町市有地】	本件土地は、枚岡新中央線道路拡幅工事により立ち退きが必要となった住民に対して居住及び事業の用に供するために貸付けを行っていたものであるが、平成27年2月12日に立ち退きにより建物が取り壊されて更地となっていたものである。平成31年3月に一般競争入札を行い、現在は駐車場用地として賃貸されているが、隣地との境界未確定の問題があり、市の所有である本件土地の一部に不法占拠の状態が存在している。なお、隣地所有者も不法占拠の状態を認識しており、今後解消していく旨の意思を示しているものの、本件土地と周辺地の土地の境界が一部未確定といった事情から既存の権利関係への影響を考慮し未だ手付かずとなっている。 所管課は、相手方に不法占拠部分の買取りを求めており、今後も継続して交渉を続けていくとのことである。 現状貸付中で現に具体的な係争には至っていないと、市有財産の不法占拠を解消する責務は市にある。確実に、当該状況を是正し、解決を図る必要がある。	資産経営課	引き続き、本件の解決に向けて隣接地所有者と協議は行ってまいります。	措置予定
72	232 ページ		○	自動更新条項の付与について 【石切駅前店舗】	本件建物に関する賃貸借契約に自動更新条項があったことが、昭和39年10月1日より現在に至るまで契約が継続している要因の一つである。また、契約解除条項も規定されていないため、東大阪市としては、現在の借主が契約継続の意思を示す限りは、賃貸借契約が継続してしまい、本件建物の取り壊しや、現在転貸している底地の返還について、東大阪市の意向にしたがって進められない硬直的な状況に陥ってしまっている。 本件を教訓とし、公有財産の貸付けに当たって、原則として自動更新条項は設けるべきではない。また、公有財産の貸付けは、より有利な方法で活用できるようになるまでの一時的な措置であることから、東大阪市が機動的に当該財産を活用できるよう、契約解除条項を設けるべきである。	資産経営課	現在は当課の新規貸付において自動更新条項は設けておらず、他部署の契約においても合議の際に見受けられた場合は必ず指摘しております。また、既存契約においても順次期間を定めるよう改めております。一方で契約解除条項についてですが、明らかに解除するに値する暴力団排除規定等のほかに、市が公用・公共用で用いる場合に解除できる規定は設けております。しかし、市にとってより有利な方法で活用するために任意で解除できるような条項を設けることについては慎重になる必要があると考えております。	措置中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
75	240 ページ		○	土地の区画の整理について② 【荒本老人センター(旧荒本会館)】	旧荒本会館部分については、現在未利用となっており、行政財産としての使用目的を失っているため、普通財産への管理替えを検討すべきである。	高齢介護課	当該土地は、当課で管理している公有財産台帳上、所有しておりません。資産経営課の固定資産台帳(公有財産台帳)データを令和4年度中に修正していただくよう協議済みです。	措置済み
77	245 ページ		○	市有地の管理状況の是正について 【(旧)大蓮東小学校敷地】	市有地に住民の私物が恒常的に置かれている状態であり、不適切な管理状況である。所管課は、住民と協議をし、不適切な状況を是正すべきである。	保育課	現時点において是正はされておりませんが、指摘状況の改善をするために、引き続き住民との協議を行ってまいります。	措置予定
78	248 ページ		○	普通財産への管理替えや利活用の方針の検討について 【加納地内診療所用地】	長年にわたり行政目的を果たせていないものについて未利用の状況のまま行政財産として放置すべきではない。所管課は、普通財産に管理替えすること、今後の利活用の方針について、売却や貸付けあるいは寄附者への返還なども含めて多角的に検討すべきである。	地域健康 企画課	当該地の寄附者及び管轄医師会等関係機関、地域住民等と利活用方針の策定に向けた協議を行うため、詳細な過去経過の確認・整理を行っておりますが、相当年数経過していることもあり、確認・整理に大幅な時間を要しております。 今後も引き続き経過確認・整理を行い、協議に向けた資料作成を進めてまいります。	検討中

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
81	253 ページ		○	普通財産への管理 替えや利活用 の方針の検討に ついて 【残地長瀬北16号 線代替地・残地長 瀬北16号線】	明確な行政目的を失ったものについて未利用の状況のまま行政財産として放置すべきではない。所管課は、普通財産に管理替えすることや、今後の利活用の方針について、土地を分筆して部分的に売却することなども含めて改めて多角的に検討すべきである。	道路整備課	本件は関係部署と協議し、平成26年度から売却に向けて進めています。部分的売却等を検討するにあたり、売却に必要な境界の確定に向けて、令和4年度中に隣接者と協議の場を設ける方向で調整中です。	措置中
82	255 ページ		○	維持管理費用の 削減に向けた取 組みについて 【小阪稲田線用地 (旧市営稲田南住 宅)】	都市計画道路のように事業期間が長期にわたるものについては、維持管理費用の発生を抑えるための未然の取組みが重要である。	街路整備課	平成22年8月31日に住宅政策課より、旧市営稲田南住宅の売却に伴い用地の引継ぎを行っており、その際に管理用フェンス及び舗装は施工されています。しかし、外部監査で指摘があるように敷地境界付近より、つる性の草が繁茂しているため、その根を枯らすために令和4年5月23日に除草剤を散布し、さらに、防草シートの敷設を検討中です。	措置中
83	270 ページ		○	所管替えの検討 について 【旧荒本住宅地区 改良事業代替用 地】	本件土地に関して適切に維持管理する観点からも、また、東大阪市事務分掌規則によれば、道路の所掌は土木部道路管理室道路管理課が担っていることから同課に所管替えすることを検討すべきである。	住宅改良室	当該用地は市道と一団を形成していますが、市道としての認定基準に適合していないため、住宅改良事業用地として管理しています。しかし、住宅改良室が所管する事業用地として利用する見込みがないことから、市道として認定又は管理する方向で道路管理課と協議を進めております。	措置予定

令和2年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和4年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)
87	289 ページ		○	備品の管理ルールの明確化について	備品の管理方法を具体的に定めた備品取扱要領を作成することを検討することも含めて、備品の管理ルールを明確に定める必要がある。また、備品台帳を固定資産台帳(公有財産台帳)とは別に運用していくのであれば、備品台帳の位置づけを明確にするとともに、備品台帳の登録ルールや適切に維持・整備するためのルールも作成する必要がある。	出納室	備品管理ルールを明確にするため、関係各課とともに本市財務規則の改正案を検討しているところです。	措置予定
88	289 ページ		○	備品の現物実査について	備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物実査に基づく調査を行うべきことを明確に定めたうえで、定期的に備品の実査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の実査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。	出納室	令和4年1月に財務会計システムの登録と現物の照合調査を実施し、回答をもとに、財務会計システム内の備品情報の更新を行いました。なお、現物の実査に係る財務規則の改正については、現在関係各課と調整中です。	措置予定
91	292 ページ		○	財務規則に基づく公有財産の評価について	公有財産台帳に登録すべき価格については、東大阪市財務規則上3年ごとに、その年の3月31日の現況について、別に定めるところにより、これを評価しなければならないとされている(東大阪市財務規則第141条第3項)。 平成28年度において公会計制度の対応の過程で評価されて以降令和2年度の現在に至るまで一度も評価が行われておらず、財務規則に違反している。	資産経営課	建物についてはシステム上自動的に減価償却が行われるものの、土地については自ら行う必要があり、今年度実施予定の公有財産の全庁照会と合わせて評価替えも行う予定をしております。	措置予定